

法曹養成制度改革顧問会議

第19回会議 議事録

第1 日 時 平成27年4月16日(木) 自 午前 10時00分
至 午前 11時52分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 法科大学院について
- 3 法曹人口について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省大臣官房義本博司審議官、高等教育局北山浩士専門教育課長
法曹養成制度改革推進室 大場亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第19回会議を始めます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりです。各資料の内容については、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料をまとめたファイルを置いておりますので、適宜御参照ください。

○大場室長 最初の議題は「法科大学院について」であります。

今回は、法科大学院に係る認証評価の見直しにつきまして、文部科学省から御報告を頂きたいと思っております。

なお、文部科学省高等教育局の牛尾専門教育課長はこの度転任されまして、後任として北山課長が着任されましたので、簡単に御挨拶願います。

○北山課長 専門教育課長を拝命いたしました、北山と申します。よろしくお願いたします。

○大場室長 では、義本審議官、北山課長、よろしくお願いたします。

○北山課長 資料は、2-1、2-2を準備させていただいております。法科大学院教育の質の充実のために行った認証評価の厳格化について御報告申し上げます。

まず、13ページから始まる資料2-2を御覧いただけたらと存じます。この資料に基づきまして、本年1月27日に開催されました第15回顧問会議で、法科大学院に係る認証評価について、判定の厳格化、認証評価機関のばらつきは是正等の改善のために行う省令改正の概要ということで御紹介申し上げました。

既に御案内のとおりかと思っておりますが、具体的な改正内容としては3点ございまして、1点目が評価項目の追加。これは入学者選抜の際に能力の評価を行っているかどうか、あるいは入学定員の適切な設定を行っているかどうか、司法試験の合格状況を含む教育活動の成果との関連で適切な教育活動が実施されているかどうかといった点について、認証評価機関が評価することとしております。

2点目として、適格認定を受けられなかった法科大学院について、その法科大学院の求めに応じて認証評価機関が再度対応するよう努めることという努力義務を課しております。

また、評価後の重要な状況変化について、認証評価機関が適切に対応することということで、その3項目の改正を行っております。

これは1月27日に開催されました中央教育審議会大学分科会で諮問を行いまして、これを適当と認める旨の答申がございました。

これを受け、資料2-1、3ページでございまして、今般お認めいただいた方向に沿って所要の省令改正を行いまして、4月1日から施行しております。資料2-1は、その施行通知でございます。

本件については、4ページの2の(3)というところを御覧いただけたらと存じますが、客観的な指標の活用に関しまして、競争倍率については2倍、入学定員充足率については50%、

入学者数については10名、あるいは司法試験合格率については全国平均の半分を目安とするといった留意事項を含めまして、3つの評価機関宛てに通知を行い、また、全法科大学院に対して周知を行ったところでございます。

文部科学省といたしましては、法科大学院教育の質の向上のために、客観的な指標を適切に活用しながら、教育の実態・課題の改善状況を実質的に評価して、適格認定が厳格に行われるよう、認証評価機関の取組を促してまいります。

以上、御報告でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等はございますでしょうか。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 質問ではありませんが、平成27年3月31日付けの改正省令が同年4月1日から施行されたということのようで、大変結構なことだと思います。

資料2-1、4ページの「2 留意事項」のところで、この改正省令についての留意事項をお示しになっています。その(2)の6~8行目で「特段の考慮すべき事項が存在しないと認められる限りは、適格認定を与えるべきではないこと」とされていますが、今年の1月27日の顧問会議のときに示された改正案では、ここのくだりが「大学評価基準に照らして不適格の判定がなされるべきであること」というように記載してありました。しかし、表現的には、「不適格の判定」という言葉自体がなかったわけですから、相当ではありませんでしたが、今般「適格認定を与えるべき」という表現にされたのは、大変結構であると思います。

あと、客観的指標の「目安」のところが、従前の案ですと「目安」と書いてありまして、例えば、「2倍」とか「10名」と書いてありましたけれども、これには「未満」という言葉が付いていました。今回の留意事項では、「未満」という言葉が外されました。これは、目安という、まさに基準ですから、そういう意味で、正確な表現にされたのはいいことではないかと思えます。是非、この改正省令と留意事項を認証評価機関の方においてもしっかりと履行していただいて、今後の認証評価が適切に行われるようにやっていただきたいと思えます。

○大場室長 有田顧問、お願いします。

○有田顧問 3月31日に発出されました施行通知の改正内容の(1)の③を読み上げますと「司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果につながる教育活動の実施状況について評価を実施することとしたこと」となっているわけです。司法試験の合格状況というものは極めて重要な要素であると我々は考えて、この場でもそういう発言をしてきたつもりであります。

それで、この留意事項のところを見ると大体分かるのですが、この改正内容の(1)の③から見ますと「司法試験の合格状況を含む教育活動の成果」となっていて、この「含む」といいますと、そのほかにも教育活動の種々のものがあると読めるのです。それは、例えばどういふものであるのか、どういうことを考えて、このような表現になったのかということをお教えいただけたらと思えます。

○北山課長 これは資料2-1、9ページを御覧いただければと思いますが、新旧対照表になっております新の方のちょうど真ん中辺りに、今回の改正として「カ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果」ということで、そこに従来からありました「(司法試験の合格状況を含む。)」というところを入れさせていただいているところでございます。

この司法試験の合格状況以外にどういった教育活動の成果があるかといった点についての例示は、この通知の中で特段行っているわけではないわけですが、これはそれをあくまで例示として教育活動の成果の中に位置付けたということで通知をさせていただいているところでございます。

○有田顧問 そうしますと、合格状況の他にはそれほど例示すべきものはないというお考えであるならば、「含む」という言葉を入れなくて、もう少し端的に記載ができるのではないかなという感じがしたのです。

○義本審議官 補足しますと、ここは「進路等の教育活動の成果」としてありますので、メインは卒業後どういうところに進むかということで、これは法科大学院ですから、端的に言いますと、司法試験の合格状況というものが最も大きな要素ではございますけれども、教育活動的にいえば、他には例えばそれによってどれだけの教育水準を卒業時点において身に付けていくかといいますか、定性的なものや、あるいはその過程においてどれだけそこに卒業までに達したかというものなど、教育の中にはいろいろそういう課題があります。

ということで、なかなかそういうことについて細かく表現しにくいものですから、端的な形で「含む」ということで明示させていただいた。そういう御理解を頂ければと思います。

○有田顧問 そうしますと、今、おっしゃったところは理解できるのですが、ただ、司法試験の合格状況に対するフォーカスがきちんと当たらなくなる可能性があるのではないかということ私は危惧しているのです。そこだけなのです。

○義本審議官 そこは、先ほどお示しましたように、留意事項の中で端的に留意すべきということについて合格率も書かせていただいていますし、通知だけではなくて、各大学への説明や、あるいは認証評価機関に対するコミュニケーションの中では、そこら辺は誤解がないようにしっかり対応させていただきたいと思います。趣旨はよく理解しております。

○有田顧問 よろしく申し上げます。

○納谷座長 余り言うこともないと思うのですが、学校教育法令では法科大学院の目的として司法試験のことは書いていないのです。教育ということが目標になって設定されていて、その教育の対象が基本的には司法試験の合格ということは重要な要素であることは義本審議官がおっしゃられていたとおりですが、それ以外の人材の養成ということも当然含まれることで、その成果をどういう具合に見ているかということ表現すればこういう表現になるということだと私は思っております。現状はそういうことです。

○有田顧問 お言葉を返すわけではございませんが、ここで議論になっているのは、いかに合格率の低い法科大学院に頑張ってもらおうかということが一番の焦点になってきているのですから、それにフォーカスを当てた通達内容であるべきであると私は理解しています。今、座長

がおっしゃることも理解はできますけれども、そもそもの争点に沿った形で出されるべきものであるならば、今、義本審議官からお話があったことの意味合いで理解させていただきますので、結構です。

○大場室長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 単なる質問なのですけれども、資格とリンクした教育活動で、例えば教員養成系の教育学部とか、あるいは医師を養成する医学部で、試験の合格率が悪かったから改善勧告が出た例は今まであるのですか。

○義本審議官 私が存じ上げる限りでは、そういうことはないです。

○阿部顧問 今回は出るということですね。

○義本審議官 認証評価の形としてはこういう形でお示しさせていただいていますので、判断は認証評価機関の判断でございますけれども、当然これをしんしゃくしてということになりますので、今、阿部顧問がおっしゃったようなことの事案として生じてくると理解しております。

○大場室長 橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 この改定について吉戒顧問、有田顧問のおっしゃったことは、そのとおりであると私も思います。

その上で、この改定の趣旨に沿った運用が各認証評価機関においてきちんとなされるように、是非文部科学省において、引き続き御尽力頂くことをお願いしたいと思います。

それから、これを受けて、その後の法的措置をどう構成するか点については、是非これからまた議論をさせていただきたいと思っているところでございます。

○大場室長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、義本審議官、北山課長、ありがとうございます。

次の議題にまいります。「法曹人口について」であります。

法曹人口につきましては、これまでの顧問会議で皆様から頂いた御意見も参考にしながら分析を進めて法曹人口調査報告書（案）を作成してまいりました。この度、その報告書（案）が出来上がりましたので御報告いたします。

岩井参事官、よろしく申し上げます。

○岩井参事官 それでは、法曹人口調査報告書（案）につきまして御説明申し上げます。

今回、資料としておりますのは、この報告書（案）のほかに、机上にこれまでの法曹人口調査関係の会議資料と、参考資料集に載っている、法曹人口に関する意見等をつづったファイルも置いております。こちらは適宜御参照ください。

それでは、別冊のファイルとなります資料3を御覧ください。こちらが前回提示しました骨子試案から更に詳細にまとめた最終の報告書（案）になります。前回の議論状況を踏まえてまとめております。

この報告書は、報告書と図表集、それから、付属資料の3つから構成されております。それぞれ色紙で区切られております。2つ目の区分である図表集には、推進室で行った分析に関す

る図表を収録しております。一部の図表は報告書の本文にも掲載しております。3つ目の区分である付属資料には、推進室が行ったアンケート調査の単純集計表や質問票などを収録しております。単純集計表は、以前の顧問会議で既に御報告したのになります。

それでは、報告書の表紙をめくっていただいて、更に最初の区分の頭書き、それから、もう1枚おめくりいただいて、報告書本体の目次の方を御覧いただければと思います。

この報告書は、一昨年(2019年)の11月12日に開催されました第3回の顧問会議で資料6としてお出しした、「法曹人口調査の視点・考慮要素例(案)」というものにある要素を念頭に詳細な調査を行った結果となっております。その際の資料6は、御参考までに席上に配布させていただいております。

推進室といたしましては、需要を調査するために新たにアンケート調査を行いました。そのほかの要素について調査するために、既存の調査結果も活用いたしました。これまでの顧問会議では、主にアンケート調査や供給状況などについて、その分析状況を御報告してまいりましたが、この報告書にはこれら以外の要素についても調査した結果が含まれております。

報告書本体には、まず「法曹人口調査の意義」としまして第1章があり、次に「調査結果」としまして「第2章 法曹に対する需要分析」「第3章 法曹の供給状況等の分析」「第4章 法曹養成状況の分析」「第5章 諸外国の状況や我が国における隣接業種の状況」「第6章 今後の法曹人口についてのシミュレーション」がありまして、それに引き続きまして「調査結果のまとめ」を記載しております。

調査結果やそのまとめは、需要と供給と法曹養成状況の3つに大きく分けて論述しております。それぞれの部分につきましては、後ほど御説明いたします。調査結果とそのまとめの大きな対応については、席上に対応表を配布しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

この報告書については、本日御議論を頂きまして、御了承いただければと思っております。

以上です。

○大場室長 ただいまの報告につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がございましたら、意見交換の際に適宜お願いいたします。

○納谷座長 前回までの顧問会議で皆さんの意見がいろいろ出ておりました問題ですから、それを受けて推進室の方で更に検討されて、今日の案ができてきていると思います。そういう意味で、これで一応行きたいという完成版のようでございますので、今日はこの案をベースに議論を進めていただければと思っております。

先ほど岩井参事官からお話がありましたように、この調査結果に関する推進室の報告書内容は大きく分けて3つであると思うのですが、需要状況、供給状況、それから、法曹養成課程の現状という3つに分かれている。それで座長としては、漠として議論してもなかなか前に進みませんので、今日は、この3つに分けて、それぞれ議論していただいて、そして後ろの方で少し時間を設けて、更に足りないところは補っていただくような進め方でやってみたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 それでは、皆さんの同意を得ましたので、そういう3つに取りあえず分けて、時間を区切ってやっていきたい。このように思います。

それでは、最初に需要状況について、岩井参事官から若干コメントをしていただいて、それから具体的に入りたいと思います。

よろしくをお願いします。

○岩井参事官 それでは最初の、法曹に対する需要につきまして簡単に御説明します。報告書の203ページからの調査結果のまとめの本文を御参照いただければと思います。こちらが推進室として分析結果をまとめたものになっております。

まず、まとめの「2 市民の需要」といたしまして、調査結果の第2章の第1や第6を踏まえ、依頼を考えたが結局依頼しなかった層があって、弁護士に対する需要を有する市民が一定程度いること、それから、弁護士による対応が求められている、法的需要があると考えられる分野、例えば、高齢になって財産を管理できなくなったときなどがあり、高齢者の需要といったことも認められること、弁護士へのアクセスの改善によって、需要増加の可能性があること、社会の複雑化や紛争案件の複雑化に伴って、専門家としての弁護士への需要増加の可能性があること、弁護士費用について、事案によって弁護士費用を低くすると依頼意欲が高まる傾向があって、基準の明確化と適切な情報開示などが需要を高めるための課題であることといった考えを示しております。

次に「3 企業の需要」といたしまして、調査結果の第2章の第2と第6を踏まえまして、弁護士の利用機会の増加傾向が見られ、大企業ほど今後も弁護士に対する需要が増加する期待が大きいこと、契約書作成のほかにも、コンプライアンスを始めとして旧来から弁護士に依頼していた分野にとどまらず、弁護士利用を希望する業務があって、こうした分野について需要が認められる可能性があること、法曹有資格者の採用状況は、この10年で10倍の1,100人以上まで増加していますが、一方で、大企業でも採用予定がないと回答しているのは約75%もあって、企業内における法曹有資格者の活用の有効性の認知が必要であることを示しております。

次に「4 国・地方自治体の需要」につきまして記載しております。弁護士の利用機会の増加傾向が見られる一方で、法曹有資格者の採用状況は今年の1月で85人とどまっており、アンケートの結果としても採用に消極的な回答が多いこと、国の行政機関等における弁護士の在職数は増加していることを示しております。

最後に「5 裁判事件数からみる需要」ということでありまして、民事事件は過払金返還請求事件の影響を除きますと微減であって、内訳を見ますと、契約に直接関連するものが減少して、弁護士関与率が高いと見られる損害賠償に関する事件が増加していること、刑事事件は減少傾向であり、逆に家事事件は一部で増加傾向であることといったことを示しております。

説明は以上になります。

○納谷座長 以上の説明は従来からしていた報告の内容を簡潔にまとめたものであると思

ます。これをベースにしながら、取りあえずこの範囲に限って、需要状況について、皆さんの御意見を聞いていきたいと思えます。どうぞ、御自由に発言してください。

では、吉戒顧問どうぞ。

○吉戒顧問 御報告ありがとうございました。

平成13年に出された司法制度改革審議会意見書では、法曹人口について提言していますが、実証的なデータの裏付けを欠くという憾みがあったわけですが、今回の調査においては、顧問会議での議論を踏まえて、調査の仕方とか対象とか、そういうものをよく検討されて、非常に幅広く、かつ、深さを持っていろいろなデータを集められたものであると思えます。

今、岩井参事官から調査報告書案の203ページ以下の需要のところについての御説明がありましたけれども、この「調査結果のまとめ」といいますか、この部分がこの報告書案の肝みなどであると思えます。もちろん、挙げられたデータについては、やはり楽観的な見方をする方と悲観的な見方をする方と、それぞれがあると思うのですが、報告書案を一読した限りではどちらにも偏っておらないように思えます。また、データに基づくコメント的なものも明らかな偏りは認められないので、全体として、おおむねニュートラルな、素直な見方ではないかと思えます。

そういう意味では、そういう「調査結果のまとめ」を踏まえての私の感想を申し上げます。法曹需要の見通しについては、いろいろ御意見はあると思えますが、前々から申し上げておりますように、将来的には緩やかに伸びていくのではないかと思えます。緩やか、かつ、社会の各方面に幅広く需要が伸びていくと思えます。ただ、残念なことに、新しい拡大を期待されている活動領域につきましては、まだまだ深さが足りなくて、まだ浅いという感じはいたしますが、しかし、全般的には、法曹需要は、緩やか、かつ、幅広く伸びていくのではないかと思えます。そういうことからしますと、このような需要動向に見合った法曹を養成していくということが基本的に必要であると思えます。

もちろん、弁護士の就職難とか弁護士の待遇面が低下しつつあるのではないかという御指摘も一部であるわけなのですけれども、そういうことを理由に法曹人口を絞り込んでいくのではなくて、やはり日本の今後の将来のために、質の高い人材を法曹界に迎えるべく、司法試験の合格者につきましては視野を広くとっていただきたいというのが私の感想でございます。

○納谷座長 それでは、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 「3 企業の需要」ということで204ページにまとめられております。このとおりかと思うのですけれども、若干補足いたしますと、確かに法務とかコンプライアンス部門に対する需要が中心であることでは間違いのないのですが、やはりそれ以外の分野、経営企画とか、もう少し長期的な企業戦略に係る分野とか、あるいははっきり言ひまして、いわゆる法曹有資格者というよりは、むしろよくできた賢い人間という意味で弁護士を評価して積極的に採用する動きも出ています。特に、弁護士を複数採用している企業の中にはそういう活動分野が開かれていることも留意いただきたい。

それから、この調査には出てこなかったのですけれども、市民団体、NPOみたいなところの需要で、これも市民の需要からどういうふうに取り取っていくのか。それなりにこれから多様な需要が非営利系団体に生じてくるのではないかと思います、そこはこの調査の中の市民の需要の中から何かうまく読み取ればと思っています。

○納谷座長 これについては、岩井参事官の方で1つ1つコメントする必要は、今のところはないですね。意見として聞いていって、もし何かあったら、また具体的に御説明願うということによろしいですか。

○岩井参事官 はい。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 私も、ただ今の岩井参事官の報告を肯定するというだけでいいと思っています。

法曹人口の問題というものは、基本的には国民生活とか企業活動とかその時々時代の価値観とか、そういった社会的要素に影響されると思います。その需要の程度に応じて供給をどうしていくのか。そういうバランスの問題であろうと思いますので、例えば長い目で見た場合にはどう変化していくのかは非常に難しい問題があるとは思いますが、しかしながら、少なくとも足元で見ますと、つまり、ここ半世紀という視点で見ますと、前回にも申し上げましたように、大企業がコンプライアンスの体制の構築であるとか、あるいはガバナンスの整備が必要であるということで、インハウスの弁護士を採用している傾向が拡大しています。

この傾向というものは、これから大企業も続くと思いますし、決して大企業だけに課せられた問題ではないと思います。企業が社会的な存在として存在する以上、やはりこういったコンプライアンス面とかガバナンス面というものは整備されていかなければいけない。その部分がまだ広がりや深さを持っていない。これはアンケートの結果からも出てきておりますけれども、やはりその辺の需要の掘り起こしというものは多分できるであろうし、していかなければいけない。そうしないと、企業活動が成り立っていかないと私は思っております。そういう目で見ますと、そういうガバナンスやコンプライアンスの関係の担い手であり、専門家であって、その一翼を担っている法律家の果たす役割は非常に大きいと思っております。

後で岩井参事官からお話を聞きたいのですけれども、同様の理由が地方公共団体についていえるということで、以前にアンケート結果は御報告していただいておりますけれども、採用した弁護士をどういう部門で使っているのか、複数の弁護士を使っている地方公共団体があると思うのですが、その活用状況はどうかということも再度聞かせていただけたらと思います。

○納谷座長 今のことだけでも岩井参事官の方でお答えになりますか。

○岩井参事官 私の方から、分かる範囲で補足します。

今回の調査に関連しましては、まず先ほど御報告しましたように、本件の調査報告書でも、このまとめのところ、205ページの上から4行目ですが、地方自治体において法曹有資格者が活躍しているということについて、平成27年1月段階で全国の常勤弁護士は85人と報告しております。それで、法務省から聞いております内容も併せてお伝えしますと、その後、本年3月2日の段階では合計で87名にまでなっているようです。

次に、自治体内において法曹有資格者の方がどのように働いているかということなのですが、例えば法務部や総務部といったところにおいて訴訟などの対応、条例や規則のチェックとか、コンプライアンス体制の構築とか、あるいは職員の法務能力向上のための研修などの職務を担っていらっしゃるようです。

これに加えて、近時では、聞くところによりますと、例えば福岡市においては、複数の法曹有資格者を常勤職員として採用している自治体があるようでして、児童虐待の対応を行う部署に配属された場合には、対応困難な保護者との面接への同席とか、一時保護への同行とか、職員からの法律相談への対応、あるいは家庭裁判所への提出書面の起案などといった多様な職務を担っていらっしゃるようです。そして、同じ自治体で複数の部署で働いていらっしゃる、違う部門で求められて働いていらっしゃることもあると思います。

○有田顧問 どうもありがとうございました。

私は、この前、報告がありました法曹人口調査報告書の骨子試案というものがございまして、その中の32ページになりますが、地方自治体がどういうところに弁護士を使うかというところの部分で、今、岩井参事官からの御説明のとおり、いろいろな使い方があるのですが、注目しているのは「6. 政策形成・推進における法律相談」という部分があります。これが「希望する」が45、更に「どちらかといえば希望する」が129で、これは45が全体の6.0%、129が17.2%。

もう1つは「7. 条例等の立案過程における法律相談及び法令審査」で、これはやはり47ありまして、これらのまさに地方の時代と言われている地方公共団体が行う政策あるいは立法の枢要を占める部分に法律家が欲しいというパーセンテージが少なくとも20%以上になっているということが読み取れるのかなと思ひまして、他の業務を行うことも重要ですが、こういった中枢に関わることは極めて重要ではないかと思っています。

このことを私見として加えさせていただきたいと思ひます。また、4月13日付け「朝日新聞」にも、弁護士の利用方法が多様化しているということが書いてありまして、これは日本弁護士連合会の方の取材によるものですか、そのことも付け加えさせていただきます。需要は相当見込まれるのではないかと私自身は考えております。そのことを意見として述べさせていただきました。

以上です。

○納谷座長 岩井参事官、どうぞ。

○岩井参事官 ありがとうございます。

ただいま、前回の試案の中での御指摘を頂いたのですが、今回の報告書におきましては、真ん中の図表集の80ページに同じ表を載せさせていただいております。こちらでは、今、御紹介していただきましたが、例えば「7. 条例等の立案過程における法律相談及び法令審査」といったものについても、約24%が「希望する」「どちらかといえば希望する」ということになっておりますので、そういった傾向が見られるかと思ひます。

また、聞くところによりますと、活動領域の分野でも、自治体分科会の方で日本弁護士連合

会がアンケートを行っていらっしゃるようなのですが、そこにおいても条例の審査等、あるいは職員からの法律相談を受けるといったことについては、比較的高い割合が示されているということのようですので、こういった点は法の支配を貫徹するために非常に重要な観点ではないかと思っております。

○納谷座長 補完した説明で、有田顧問よろしいですか。

○有田顧問 私は、今のところは結構です。

それを聞いていてよく分かりました。どうもありがとうございました。

○納谷座長 では、山根顧問どうぞ。

○山根顧問 少し長くなるかもしれませんが、よろしく申し上げます。「2 市民の需要」というところで意見を言わせていただきます。

インターネット調査からも、あと、法律相談者の調査からも、相談事を抱えていてもなかなか実際、弁護士に問題解決を依頼することはためらう人が多いということが分かると思います。実際、裁判にまで踏み切ることにはかなり勇気が要ると思います。

何かしらのトラブルを抱えたときに、まずは気軽に相談できる法律家とか弁護士がそばにいない場合には、役所とか消費者センターとか消費者団体とかPLセンター等々の窓口に行くと思います。実際そういったところに大勢の相談者が訪れていて、そこでいえばニーズはあると思います。私どものところで行う、女性弁護士による無料法律相談というものも受付は、すぐに申込みはいっぱいになります。そういった、どこの窓口も予算不足等々で厳しいということもあって、十分な体制とはいえないと思いますが、とにかくそこで法的な考え方とかアドバイスを受けて、あとはできれば自身で何とか解決できないかと模索することが多いのかなと思っています。

その先に進んで、弁護士に問題解決を依頼するというのはハードルが高いと思われて、費用の心配もありますし、なかなかちゅうちょしてしまう。また、そういうアクションを起こしても、実際、被害が救済されるかどうか分かりませんし、救済されないのならば弁護士に頼む気にならないということもあると思います。そういったハードルを下げるためには、弁護士の側にもアクセスの改善とか費用の明確化等々、努力してもらう必要はありますし、また、国の側においては、実際裁判をやって救済につながるような法制度の充実・整備であるとか、裁判で実際に救済された例なども十分に知らせる必要、裁判にかかる費用を下げることで、法律扶助の制度をますます充実させること等々を求めたいと思います。

遭遇したトラブルが法的に解決できるものなのか、また、今までの事例ではどんな手順や決着された事例があるのかということを知りたいと思います。また、トラブルの解決に法律の専門家が入るということで適切な解決が進むという、例えば賠償の金額であるとか条件の設定など、素人の判断ではかえって複雑になったり困難になる場合があるということをきちんと市民も知る必要もあると思います。

最近大きな消費者被害が広がったものとして、例えば化粧品による白斑事件とか、石けんによる小麦アレルギーの問題等々、事件がありまして、一時マスコミで随分取り上げられたこと

があったと思いますが、その後に被害者が十分な救済を受けたのかどうかということにはちょっと疑問で、進んでいるようには見えません。自己責任、個人の体質の問題という判断もあると聞くと憤慨する気持ちになるわけです。PL法を改正して、もっと救済に役立つようにといった意見もずっと出ています。

また、エレベーターとかガス機器の事故等で大切な家族を失った方々と日頃お付き合いもあるのですが、そういった日本の事故調査の課題等も様々あるということで提起などもしております。更に言えば、消費者団体訴訟制度も始まったところですが、まだまだこれから十分使い勝手の良い制度にこれからしていく必要もあると思いますし、集団的消費者被害回復のための制度もこれから始まりますが、機能させるのにはまだまだ厳しい面もあるのかなと思っています。

こういった制度ができるまでには長い運動とか時間が掛かっていまして、こうしたものが頼りがいのあるものとして整備されなければ、なかなか市民は積極的に裁判などには踏み出せないのかなと思います。逆に言えば、そうした救済の道が市民に見えてくればもっと弁護士に相談しようというふうになっていくだろうと思います。そういうことで、弁護士の人数を増やせば市民にとってより良い解決が進むということは単純に言えなくて、今までもそうになっていなかったようなことは感じております。

以上です。

○納谷座長 どうもありがとうございました。

では、続けて橋本顧問の方からお願いいたします。

○橋本顧問 この報告書（案）ですけれども、膨大なデータをまとめていただいた労作と思います。

その上で、2つのことを申し上げたいと思います。

1つは、「需要」という場合に開拓すべき法的需要があるのかどうかという定性的なレベルの問題と、あるとして、それがどの程度のものかという定量的なレベルの問題とがあり、その先に、それではそれをどうすれば取り込めるか、それにはどのくらい時間が掛かるのか、などの問題があるように思います。

今回の調査は、前者の定性的なレベルでの需要の有無について調査分析をされ、例えば市民の需要の場合、開拓すべき需要は存在し、より適切な情報提供などにより需要は増加するのではないかという結論を導かれているものと思います。弁護士側において各種の情報提供やアクセスの改善をいっそうが押し進めてゆく必要があるというのは、私もそのとおりでと思います。

他方、後者の具体的な法曹人口を論ずる際に必要とされる定量的な問題、つまり増加するとされる需要のボリュームがどうか、情報提供等以外の需要の顕在化のための仕組みの必要性や、それに要する時間の問題という点等については全く触れられておられません。今回の調査は意識調査ということでもあり、その種の基礎データの取得が難しい等の事情もあるのだろうと思いますが、そうなりますと、今回の調査は具体的な法曹人口に関する数字をどうするというものではなくて、司法制度改革審議会意見書のいう「開拓すべき需要がある」という点を現時点

においてユーザーの意識の上で定性的に確認したという位置付けになるように思います。

そういう目で見たとときに、開拓すべき需要があるのか、ないのかといえば、私は当然あると思います。問題は、それが法的需要として顕在化するためにどうするかということで、今後とも関係者間で問題解決に向けた仕組み作りへの取組などを継続して、少しずつでも前進させていくことがどうしても必要なのだろうと思います。

そこで、「仕組み作り」の点について少し敷衍させていただきたいと思います。

「どういうふうになれば法的需要の顕在化が図られるか」あるいは「需要と供給のミスマッチをどう解消するか」との点が、いわゆる活動領域拡大における非常に重要な課題であるというのは多分、共通認識だろうと思います。

そして、司法制度改革以降、この課題に取り組む中で私どもが得られた非常に大きな教訓の1つは、この分野における環境整備の重要性なのだと思います。仕組み作りと呼ぶことが多いですけれども、当初は、「紛争を抱えながら、弁護士にたどり着けず、法的な解決を受けられない方々がいるのだから、弁護士を増やして、その努力で需要をくみ取ればよい」という発想が非常に強かったように思います。

しかし、例えば残業代をめぐる紛争などを念頭に置いたときに、従業員の方が幾ら弁護士にたどり着いたとしても、解決には時間と費用が掛かる「重い労働訴訟」しかないのでは、それを利用しようとする気持ちにはブレーキがかかります。そこでは、やはり残業手当の請求という、規模や性格に見合った簡易迅速な手続が必要とされています。

そこで労働審判という、3回の手続で解決案を示して解決を図る手続が作られたところ、その利用が急増し、多くの解決をもたらしました。これは仕組み作りが法律によってなされた大変良い例ではないかと思います。ここからは、いわば弁護士にアクセスできることはあくまでも必要条件であって、法的需要の顕在化には、解決方法の工夫という仕組みが加わる必要があることが分かるように思います。

同様のことは幾つもありまして、さきに推進室からの御報告にありました交通事故訴訟事件の増加の原動力になった「権利保護保険」の創設・普及という仕組み作りであるとか、刑事の分野で、弁護士側の費用と負担で始めた当番弁護士制度を国費が導入される制度に発展させ、その対象も本年から勾留事件全件に拡大された「被疑者国選制度」という仕組み作りなどもその1例と思います。

両制度ともに、実は四半世紀をかけての仕組み作りだったわけですが、重要なのは、これによって国民の権利が実現し、また守られた事実があることと、それにはその間の関係者の地道な不断の努力と活動があったということだと思います。その意味で、需要を顕在化させるには、それぞれの分野に応じたこの種の仕組み作りが重要でありまして、それには関係者間のこれに向けた継続的な協力が不可欠であるということをこの段階で確認しておきたいと思います。

最後に、今、山根顧問が言われたことについてですが、消費者問題等について制度を含めた法的な手当てが遅れているのは本当におっしゃるとおりだと思います。我々弁護士にとって、被害回復のために訴訟を提起するというのを考えたときに、実は少額訴訟がほとんどですの

で、やはり団体訴訟が機能することが重要です。そうしますと、適格団体の幅を広げたり、その活動を支える仕組みの整備などの、制度を実効的なものとするための工夫が必要となります。また、消費者案件の場合、回収見込みが不明な事案も多く、扶助を利用するとしても、償還制が原則となっている以上、その利用もちゅうちょされるのが一般的です。そういう意味で、償還制の見直しに関しても前向きな議論が必要だろうと思います。

そう見ますと、消費者被害に関して実定法や仕組みがまだ整備されていない現状では、被害が裁判によって救済される実感が持てず、ボランティアの方々の運動によって解決するしかないという状況なのだ、というのはおっしゃられたとおりでと思います。今、この種の問題について、日本弁護士連合会でも民事司法改革として取組を始めておりますので、是非関係機関の皆様にも加わっていただいて、そういう権利救済の仕組み作りの議論を深めていただきたいと思います。

○納谷座長 何かありますか。

では、岩井参事官どうぞ。

○岩井参事官 ありがとうございます。

まず、山根顧問から頂きましたところについて、法曹人口調査報告書では、例えば本体の23ページに、今回の調査で法律相談にいらっしゃった方、あるいは22ページではインターネットでも聞いているのですが、ためらいを感じる場所について聞いております。そうしますとやはり、イメージの問題ですが「1. 弁護士には近寄りがたいイメージがあるから」とか、そういった点がためらいを感じる理由として出ておりますので、こういった点でなかなか敷居が高いということはあるのかもしれませんが。

実際に弁護士への依頼を考える際には情報をいろいろ求めていらっしゃるということについては、24ページの方で、例えば弁護士を選ぶ際の考慮の度合いということで「依頼内容に対してきちんと説明してくれること」といったことも非常に高い割合になっております。こうした点について消費者の方が求めていらっしゃる場所について、法曹の側でも対応ができる場所もあるのではないかと考えております。

それから、橋本顧問から頂きました、今回の調査の需要についての内容なのですが、開拓すべき需要というところで、定性的なものや定量的なものというお話がありましたが、多分、定量的なものという御指摘というのは、今回の需要調査から直接、弁護士が何人必要なのかということが一義的に出るかという話かと理解しました。これについては、やはり弁護士の活動が非常に幅広いものになっているということがありまして、また、弁護士の費用あるいは報酬といったものが一定のものに決まっていないところがあり、今回の調査から計算式で一義的に答えを出すのはなかなか難しいというのはそのとおりでと思います。ただ今回のデータ自体は、アンケートにしる、そのほかのものにしる、一定の客観的なデータを御用意しましたので、こうした点で御議論いただければと思います。

それから、先ほどの仕組み作りの話についても、確かに今回の調査でもそういったことを求めるような回答もあるのですが、逆に裁判事件数の報告でもお伝えしましたように、例えば過

払金の問題が起こったりして、社会の情勢によってもニーズが変化することが、あるいは需要が増えるといったこともあるのではないかなと今回の調査を踏まえて思ったところであります。

以上です。

○納谷座長 もう少し意見を申し上げたい方もおられるかと思えますけれども、大分時間が進んでいますので。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 時間はとりませんので、一言だけ申し上げます。

報告書案の「調査結果のまとめ」の「3 企業の需要」のところで、コンプライアンスなどの分野については、これから弁護士に対する需要の伸びが予想されるのではないかというくだりがあるのですけれども、私もそのとおりだと思います。ただ、コンプライアンスという言葉は、非常に多義的な言葉で、各人各様でイメージするところが大分違うと思います。

つまり、会社の経営執行部が重要な業務執行の決定をする際の法令遵守なのか、あるいは、企業の最前線の、広告宣伝とか販売促進活動における法令遵守まで含むのか、コンプライアンスと言いましても、その意味するところは非常に広いわけです。報告書案では、コンプライアンスという言葉アプリオリに使ってありますので、表現として少し説明的なものを付け加えたら良いのではないかというのが私の提案です。

○納谷座長 それはまた後で。御意見を最終的にコンプリートするときに御配慮いただいてということにしたいと思います。

いずれにしましても、法曹に対する需要は、少なくとも潜在的には可能性はあるということでは皆さん、この報告書を見て、まとめてもいいかなと思うのですけれども、そのこと自体はそういうことでよろしいでしょうか。

ただ、問題は潜在的な需要も含めて、これからいろいろ考えていかなければ、分野の広がり議論の中で出たと思うのですが、それを具体化していく。潜在的なところをもう少し見える形で具体化するといった方がいいのかもしれないけれども、先ほどの橋本顧問の言葉で言いますと、そういうことをきちんとしていくための仕組み作りというのでしょうか。

そういうことについては、この報告書ではまだ十分ではありませんので、更に今後ともそういうことについて検討していくような機関は設けるなりして、きちんとやっていただいて、消費者の目線から見たらどうだとか、そういういろいろな問題もあるとは思いますが。そういうことをうまく法曹の方へつなげていく仕組みを少しずつ検討していく機会を今後継続して、どこかでやっていただくことが必要であろうなということも付け加えておきたいと思えます。

そんなことでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 それは企業なら企業にいろいろあると思えます。そういう広げ方をいろいろ考えていく、そういうことについての仕組みをもう少し効果的な観点で支えていく、支援していくことを期待したいということをお願いする。

○橋本顧問 今、座長の言われたことはそのとおりだと思いますので、後に供給のところその部分を補足させていただきたいと思います。

○納谷座長 需要の関係では一応そういうことで、先ほど言いましたような形でここでは顧問の間ではまとめていただいて、法曹に対する需要は今の状況でもまだある。少なくとも、潜在的には広がっていくであろうということだけははっきり言えるのではないか。こういう報告書になっているということで評価しておきたいということのようでございます。

御苦勞様でした。

それでは、時間のこともありますので、2つ目の供給状況について、これから議論を移したいと思います。

このことについて、岩井参事官の方で更にコメントすることがありましたらお願いしたい。

○岩井参事官 ありがとうございます。

それでは、2番目の法曹の供給状況について簡単に御説明します。供給状況につきましては、報告書の205ページ、まとめの本文の6に記載しております。

司法修習終了者で弁護士未登録者の調査によれば、第65期司法修習生以降のものについて、修習終了後、いつまでも活動の場が見つからないといった趣旨で、実際に就職の困難が生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性がありまして、このような状況が法曹人口増加の規模を直ちに左右するに至っているといえるかどうかについては、なお慎重に検討するべきであること、新規登録時の就業形態のうち、いわゆる軒弁、即独と呼ばれる開業類型の割合や、それらの者のいわゆるOJTの状況については、引き続き注視が必要であるということに加えまして、OJTの機会は重要なものですが、望ましいOJTの実現と、新規法曹の規模の関係については、なお検討の余地があること、それから、弁護士の手持ち事件数や収入・所得の減少傾向が見られること、弁護士の活動領域の状況や司法アクセスの改善が見られることといったことをこちらでは御説明しております。

以上です。

○納谷座長 それでは、供給についての御意見を承りたいと思います。どなたからでもどうぞ。橋本顧問からどうぞ。

○橋本顧問 先ほど納谷座長の言われた点について、供給の観点を踏まえてお話しさせていただきたいと思います。

先ほど需要について申し上げましたが、実は需要にはもう1つの側面があります。それは必要性を感じているユーザーにどう近づくかというのではなくて、いわば需要を開拓していくという側面のもので、先ほど吉戒顧問、有田顧問がおっしゃっていましたコンプライアンスには多分そういう側面がありまして、企業が仮にその必要性を感じていないとしても、それは必要なのだと積極的に働きかけてゆくことが望まれます。

例えば、取り立ててコンプライアンス等の必要性を感じていない企業に対しても、その重要性を訴えて、企業内弁護士などの採用を求め、広めていくというのがこれです。需要の開拓というか、創造（クリエイション）の性格を有するもので、本来、社会の仕組みを変えていくと

いうことをうたった司法制度改革審議会意見書の真骨頂はこちらにあったのではないかと思います。

この場合は、ユーザーの方で現状に不満を抱えていないわけですから、関係者には、需要開拓のための仕組み作り、需要と供給のミスマッチを解消するための環境整備が一層必要になることは明らかであろうと思います。現に企業内弁護士を取り上げてみますと、その採用が放っておいても増えるという状況でなかったのはこれまでの経験が示す通りでございます。今回のアンケートの調査でも、大企業でもまだ75%の企業が企業内弁護士を採用するつもりはないと回答している点は、これを裏付けるものがあります。

では、どうしたら良いのかという点ですけれども、若干考えていることを申し上げさせていただきますと、まずは人の養成で、やはり人材を育てなくてはいけないと思います。企業が必要とするニーズを明らかにし、それに応じた人材養成が必要です。法科大学院、司法修習、継続教育の各段階での教育が必要ですが、取り分け法科大学院で企業内法務に関する教育を行うことは大変に重要で、ここで企業内弁護士のやりがいと重要性を教え、企業活動に対応できる人材を育てることが後につながるように思います。

調べてみましたら、「企業内法務」という講座を持つ法科大学院は3校程度で、そのほかに企業法務に関する講座を持つところが数校ある程度でした。他にも関連した内容の講座はあるのかもしれませんが、講師の育成を含めてまだまだこの分野の教育は開拓途上だという感じがしました。

ちなみに、どういう人が欲しいのかを企業に聞きますと、組織の中で柔軟に動ける人、コミュニケーション能力やバランス感覚がある人などと言われ、人柄の重要性が指摘されますが、そういう観点からも法科大学院教育の充実が必要ですし、究極的には層の厚い法曹志願者を呼び込むことのできる法曹界とすることで、そういう人たちを輩出する地盤を作る必要があると思います。

他方で、弁護士会として経済団体等と協力して、マッチングの仕組みの充実、キャリアパスの形成に向けての議論、そして実績の広報などの取組を更に押し進めていく必要があるように思います。

また、企業の方としても、今、阿部顧問が言っておられたことに関連しますが、法務をむしろ戦略的に活用する方向での発想の転換と、そこに法曹を登用することの認識の深化が必要とされているように思います。この点は、経済団体の皆様にも御協力いただき、その方向での働き掛けや実績の広報などを積極的に行っていただきたいなと思っています。ちなみに、法曹有資格者の活動領域を広げるためには、従前のキャリアシステム、終身雇用で代表される日本型の雇用を柔軟化しなければならないのではないかとか、人材の流動化がもう少し必要なのではないかと問題・課題が後ろに控えているように思います。

以上、述べましたことは、国や自治体に関しても同様に当てはまると思います。そして、先ほど有田顧問が言っておられた「何をやらせるか」という点は非常に重要で、例えば自治体において、政策立法としての条例の制定にうまく活用していくなど、戦略的に法曹を使っていく

という発想がやはり必要で、その点も企業の場合と同様なのだと思います。

実は、これまで述べた点については、有識者懇談会の分科会での議論により、成果が徐々にでも出てきているとのことですので、ここで終わらせてしまうのではなく、今後とも引き続き、より強力な後継組織で議論を継続するなどして、様々な方面から知恵を出し合って実践に反映させていただきたいと思います。

以前、有田顧問も言っておられたと思うのですが、事は「法の支配」の実践そのものにかかわる「国家戦略」の面を有しており、そういう意味では、「人財」の活かし方という面を含めて、国を挙げての大テーマであると考えられるわけですから、後継組織には法務省などの国の機関も加わっていただき、国の戦略として進めていくという姿勢を出していただければと思います。国の戦略の一環なのだという形を示すことがやはり大きなメッセージになるのではないかなと思っています。難しい課題ではございますけれども、各関係機関が協力して、需要の顕在化と、これに伴っての法化社会への進展とといいますか、歩みを進めていく必要があるように思います。

時間の関係で、企業、国・自治体などの組織内弁護士についてだけ申し上げましたが、実は、他の分野も仕組み作りとこれに向けての関係機関等の協力の重要性・必要性は変わらないように思います。したがって、力強いメッセージを寄せられるような後継組織を作り、そこで検討をし、発信をしていくことが必要なのではないかということ意見を申し上げさせていただきたいと思います。

○納谷座長 それでは、阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 橋本顧問がおっしゃるとおりだと思います。

171ページに、活動領域の拡大ということていろいろ書かれております。企業・経済団体としてもできる限りの活動をしておきたいと思っておりますし、特に「ひまわり求人求職ナビ」に対する掲載というものは確実に増えていますし、今年の2月、経団連で説明会がありましたときにはこんなに来るとは思っていなかったほど人が集まりましたので、取りあえず私どもの目に映る範囲では非常に活発になっています。これをもう少し地方とか中小企業に広げていくことは大事かなと思っております。

特に、日本商工会議所とか中小企業団体中央会はまだまだこういう取組に目が向いていませんので、例えば個別の中小企業が弁護士を採用することが無理でも、大都市の商工会議所に1人か2人いてもおかしくないで、そういうことも含めて更にやっていきたいなと思うことが1つ目です。

もう1つ、205ページの分析のところ、これは質問なのですが、弁護士の収入・所得状況等があるのですが、普通、市場の拡大といったときは市場全体のパイを見るのですよ。単純に言いますと、何々業界の売上げとか企業収益とかで、そういう意味での弁護士業界という失礼なのですが、弁護士業界全体のパイというものはどうなっているのか。何かデータはあるのですか。よく分からないのです。

○納谷座長 御質問に対して適切に答えられる方が、岩井参事官とか法務省の方であるかどうか

か。

○岩井参事官 先ほど申しましたように、弁護士の方のいろいろな活動自体が非常に多岐にわたっておりまして、今回はその中の一部のところがデータで出てきたということかとは思うのですけれども、業界全体の市場規模データというのものはなかなかございません。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 実はデータを探してみたのですが、なかったのです。いろいろな統計等を見たのですけれども、弁護士1人当たりの収入・所得というデータはあるので、それと弁護士登録者数をかけていきますと、確実に拡大といいますか、増加しているわけです。そういう意味では、失礼な言い方をしますが、今、弁護士業界の売上げ全体としてはかなり成長産業なのです。ですから、参入者も当然増えてくるという意味で、決して需要の先行きがおかしくなるとか疑問があるという状況ではないと思います。

○納谷座長 橋本顧問は弁護士ですが、すぐ答えられるものではないと思います。もしお帰りになって、日本弁護士連合会か何かで適切な御説明をするような資料があれば、最終的な意見をまとめるところで御利用していただくというぐらいにしておいて、阿部顧問よろしいでしょうか。

○阿部顧問 はい。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 供給状況の問題です。今、いろいろ議論が出ていますように、供給をする側としてどういう人材を供給すればいいのかという問題が極めて重要な問題になってくると思います。

私は、一番重要なところは入口の法科大学院なのだという認識を持っているのです。最初に文部科学省の方にいろいろと質問をしましたが、司法試験の合格率は必要条件なのだ、これは十分条件ではないのだ、必要条件で、更にその上にプラスして、どういうものをプラスしていくのか、いろいろな考え方があると思います。そういうものを、今の世の中が求めているものをどうプラスしていくのかというものが、まさに今後法科大学院が問われる重要な問題であろうという認識をしています。

したがって、今、言ったような話は是非文部科学省の方と法科大学院の方と協議しながら、カリキュラムを含めて検討していただきたいということを強く希望したいと思っております。

○納谷座長 他に御意見があるでしょうか。

吉戒顧問の方からどうぞ。

○吉戒顧問 供給側の話が出ていますので申し上げますと、法曹の一番の供給源は司法試験です。つまり、司法試験の合格者が、中には二回試験で落ちる人もいますけれども、法曹になるわけです。そして、司法試験がどういう性質の試験であるかといえば、そもそも論を言いますと、これは資格試験です。就職試験ではありません。法曹にふさわしい能力を持っているかどうかを判定して、それに合格した方を合格させるという試験です。

もっとも、法曹についてのイメージというか在り方が、旧司法試験当時は恐らく裁判法曹を主に念頭に置いていた基準であろうと思います。しかし、司法制度改革後は、もっと幅広い社会の法的需要に対応できるような法曹を養成するという形で試験の内容が変わっていますし、合否の基準も変わっていると思います。そういう試験を実施して、合格基準に達している方は合格させなければいけないわけです。法曹の需給状況が厳しいから、あなたは不合格ですというわけにはいかないわけです。そこは、1つ押さえておかなければいけないと思います。

ただ、そうは言いましても、法曹養成には法科大学院の段階から非常に多大な国費が投じられているわけです。したがって、司法試験に合格し、司法修習を終えて、法曹の資格を与えられたにもかかわらず、任官もしなければ、弁護士登録もしないで、法曹として活動しない方が、たくさん出るようであれば、これは国費の使い方としてよろしくないと思います。そこら辺りを考えれば、そういう需要と供給のバランスを考えて、司法試験の合格者を考えていくことも必要であるかと思えます。そこら辺りの適切なバランスを、司法試験を運用されている当局に、お考えになっていただきたいと思えます。

○納谷座長 他にいかがでしょうか。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 法曹の質の善し悪しということをよく言われて、余り良い言い方ではないのかなと思いますけれども、やはり良い人材を確保していくことは重要だと思うわけです。

それで思いますのは、実際の事件を通じて先輩弁護士の指導を受けながら自信や力をつけていくことが重要なのだろうと思います。私どもも弁護士の方々と一緒にいろいろと共同運動などを行っていますけれども、そういったところに新人を連れてこられる方もいらっしゃるんですが、消費者問題も複雑化して、国際的にも難しい問題が増えて、解決が大変なわけですが、そういったところに新人の方も見えて、一緒にいろいろやり取りをしたりということはとても良いことなのだろうと思いますし、そうした場に加わることでより消費者問題や何かにも関心を深めて、今後育っていただければといつも思っているところです。

そういった意味で、やはり質の確保ということを考えましても、きちんとそういう現場で育つ場の確保は必要であろうと感じています。

○納谷座長 この問題はいろいろ御意見もあるかとは思いますが。

もしありましたら、どうぞ。

○橋本顧問 今、司法試験の資格試験制の議論が出ていましたけれども、今日、この供給の場のところ議論するのがいいのかなのかという問題もあるのですが、提言のところ出てくればまた私の方でも意見を言うことがあると思いますが、その必要性が分からないので、今日の段階では意見を控えたいと思えます。

○納谷座長 私が座長として聞いているところによりますと、今日はこの報告書を基本的に承認いただけるかどうかということの議論をしていただきたい。次回以降でそういう政策的な提言をして、それについて議論をしていただくことになるようにスケジューリングされているようにお伺いしていましたけれども。

○大場室長 今日御意見いただきたいと思っっていることについては、先ほどそれぞれ、需要のところもそうですし、供給のところもそうですし、岩井参事官の方から説明しているわけですから、それらの点についての御意見を頂戴できればと思っっています。

供給について言いますと、具体的には205ページのまとめ本文の6のところに記載してあるわけですがけれども、それについてどういうふうにお考えか、それについての御意見を頂戴したいという趣旨です。

○納谷座長 そういふことで、供給する側の方の質という問題は、もとより法科大学院の問題としてきちんとやっていたかなければなりませんし、研修所でもきちんとやらなければなりません。それから継続教育といひますか、そういふ中でそれぞれの分野でまたやっていたかなければならない問題はあるとは思ひます。

一応、司法試験に受かればそれなりの基本的な資格は持っている。研修所を終わってくれば、そこら辺はあるのだといふことを前提で組み立てられている。今の供給者のレベルで需要に対応できる、社会の要請に応じるぐらいの人たちが出ていっているのかどうかといふことの問題は、多分、今、ここではあるのだらうとは思ひます。しかし、現状の供給状況から見れば、少なくとも今、先ほど議論していたような需要のような程度には少しずつ近づいてきて、対応できるのではないかなといふことは、皆さんお持ちであると思ひます。

ただ、橋本顧問がおっしゃられたように、これからは待っているのではなくて、法曹の方からこういふ形でいろいろなことを働き掛けて、社会のニーズに応じられるようにやれますといふ形の働き掛けがこれからも重要であらうと私も思ひますので、そういふことの仕組みについて、企業と弁護士の間でもう少し勉強してみるとか、その他いろいろなことが必要になってくるといふことも指摘された御意見かなとは思ひます。

そこら辺はこれから、この報告書には十分出ていませんけれども、提言その他の方で議論があればまたやっしていきたい。このように思っっております。

大体、そんなことでよろしいかどうか。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 就職難とかOJTの点が若干書かれていますので、簡単に申し上げます。これらの点についての評価には様々な立場があると私は思ひますし、いろいろな意見があるのだらうと思ひます。

ただ、まとめるといふ今の段階において重要なことは何かといふふうにかえた場合、就職難と言われ、OJTの機会が不足している方々がかなりいると言われている状態にあることは、やはり法曹志願者激減の大きな原因になっているのではないかといふことであり、それを解消することが喫緊の課題ではないかといふことです。

それがそのまま法曹人口の数に影響するかどうかといふ点については、もう1個議論が必要なのかもしれませんけれども、そういふ認識のもとで、法曹養成制度検討会議の取りまとめが作られ、それに基づいて、今この顧問会議が持たれているのですから、それを前提にして提言を作っっていくべきではないか。少なくとも、就職難・OJT機会の不足の問題が、法曹人口と

はおおよそ切り離された議論ではないはずであるということは申し上げておきたいと思います。

○納谷座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。この供給状況については、一応こういう形で、基本的には調査報告書のベースの中で、今日出てきた議論も踏まえて、修文ができるのかどうかも含めて、御検討いただくような形になるかと思えますけれども、それでよろしいかなと思います。

よろしいですか。

それでは、時間の関係もありますので、3つ目の議題の方へ移りまして、それが終わったら、また何かありましたら総合的に発言を求めていきたいという時間を作りたいと思っております。

3つ目のことですけれども、法曹養成課程の現状につきまして、岩井参事官の方で若干のコメントをさせていただいて、それから議論に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

○岩井参事官 ありがとうございます。

それでは、3番目の法曹養成の状況について簡単に御説明します。法曹養成状況につきましては、報告書の206ページ、まとめの本文の7に示しております。

こちらにありますとおり、適性試験の受験者数や法科大学院の入学者数の状況につきましては、いずれも減少傾向にあって、法学未修者の減少幅が大きいこと、司法試験予備試験の受験者数、合格者数が共に増加していること、司法試験受験者数はやや減少する傾向が見えまして、合格者数はおおむね1,800～2,200人程度であることに加えまして、法科大学院修了者の司法試験受験者数が減少していて、合格率は大きく見ると低下しているといえること、それから、司法修習では司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生の採用者数の方が平均45人少ない、二回試験の不合格者数は、新制度の実施後は増加しましたが、その後は40人程度になっているといったことが分かっております。

説明は以上でございます。

○納谷座長 今の説明について、質問というよりも、むしろこれを受けて御意見があれば受けたいと思います。

どうぞ。

○阿部顧問 本文の187ページの表の、司法試験の得点状況なのですが、仕組みが変わった平成21年以降、合格点785点から直近の平成26年が770点で、これは行ったり来たり、ばらつきはありますけれども、これは要は合格レベルといえますか、合格点の水準というものはこれによって同じように推移しているという理解をしていいということでしょうか。

○岩井参事官 合格のレベルというものはなかなか難しい問題があるかと思えます。基本的に資格試験ということですので、能力があると認められた者について合格しているということになりますので、この点数の推移からだけで合格者のレベルが分かるかといいますと、なかなか難しいところがあるかと思えます。

○納谷座長 大ざっぱな、このレベルぐらいのところまで落ちているということは、この点数の前後であれば経験値的には読み取れるのではないかと思います。そういう意味で数値という

ものはあるのではないかと読んでいたのですけれども、どうなのでしょう。

○岩井参事官 1つの参考になるということであると思いますが、必ずしもこれからすぐに分かるかといいますと、そこはちょっと難しいかと思います。

○納谷座長 阿部顧問、いいですか。

○阿部顧問 これ以上は特に。

○納谷座長 橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 この箇所は、需要と供給の箇所以上に数字を中心に淡々と記載されておりますので、この内容自体に異論があるということではもちろんないわけですが、ここに書かれた数字から読み取れる法曹養成課程の現状の姿がどんなものか、それで、問題点がどこにあると考えるのかという点は、これから出される提言の基本、土台をなすものではないかと思われる。

そこで質問なのですが、この点は今後の提言に書かれるという趣旨で、ここには数字だけを書くにとどめて、その部分の叙述がなされていないというふうに考えてよろしいのかどうか。その点をお教えいただければと思います。

○納谷座長 これは岩井参事官というよりも、大場室長か西山副室長のどちらかで、もちろん岩井参事官でも構いません。

○岩井参事官 まず私の方から、ここでの趣旨なのですけれども、これについては閣僚会議決定の方で、この法曹人口を考える際にということで、法曹養成制度の整備状況も勘案しながらということではなされておりますので、こちらで、様々なデータを調査をした、ということになります。もちろん、今後、法曹人口を考える上ではこういったデータを踏まえた上でその評価を考えていくことにはなるとは思っております。

○納谷座長 橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 どういう認識の基で、何をどう勘案したのかが本来は重要なところだと思いますので、ここに書かないというのであれば、提言にはそれが出てこない議論にならないのかなという感じがするものですから、もう一度だけ伺いしておきたいと思います。

○納谷座長 大場室長、どうぞ。

○大場室長 法曹養成制度自体の今の実情とか問題点は、法曹人口の切り口というのではなくて、これまでにも法科大学院の問題であるとか、あるいは修習の点であるとか、いろいろ議論はしてきたわけでありまして、その意味では今回のこの法曹人口調査報告書というものをメインに、アンケート調査の結果であるとか、あるいはこれまでの既存のデータについてということでもありますので、その後ろの方にあります第3の養成状況についてのところで、データだけであるとおっしゃいますけれども、これについて評価を加えるのはなかなか法曹人口調査報告書としては非常に難しいところはあると思います。

提言については、まだどんな形になるかというのは決めていませんけれども、このデータで表れているものについては、ある程度といいますか、考慮せざるを得ないだろうとは思っています。それぐらいでとどめさせてください。

○納谷座長 今回の段階はそのレベルでということのようです。この報告書の性格付けの問題もありますし、もう1つは、今日は法曹人口という論点に絞ってしまいましたから今の橋本顧問のような問題点といたしますか、指摘があるのだらうと思います。これから最終的に提言していく方へ議論が動いてくるときには多少そこら辺は気をつけて、どこに問題があつて、どういう具合にすべきかということについて議論をしていただかなければならないかなと思っております。そういう扱いになるのではないかと思います、よろしいでしょうか。

○橋本顧問 はい。

○納谷座長 そこは出たところで、また橋本顧問の方で御意見があれば頂きたい。このように思っております。

他の方、おられませんでしょうか。

いずれにしても、この問題については文部科学省の御担当との間で、これからの法曹の在り方についていろいろなことが関わってきますので、事務的にもう少し詰めていただいて、提言に反映する必要がいずれ出てくるだらうと思います。そのことは後で、次回以降どこかで出てきたときに議論いただきたいと思っております。

今日のことというよりも、これまでのいろいろな話を聞いて感じたことなのですが、要するに質の高い法曹をより多く出していきたいということでは皆さん当然お考えになっていただいているように私は理解しております。そういう質の高い法曹を出していくためには、それなりに法曹養成課程をどういう具合にした方がいいかという御意見は、多分始まったらいろいろ出てくるのではないかなと思います。けれども、どこかで集約していくようなことができるか、できないか。

次回以降の提言書を見た上で、そこはどのような形にしたら質の高い法曹養成ができるか。課程がこれで十分かどうかという議論がもう既にたくさんされてきておりますから、それを何らかの関係で反映されて、提言書の方へ出てくるのではないか。今日のところは、この報告書は数値だけのある種の羅列になっていきますけれども、そこは御理解いただいてということで、この報告書に対する御意見を伺ったということにしたいと思っております。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 済みません。もうまとめでよろしいですけれども、志願者を増やすために夢を語ろう、明るくメッセージをとすることは分かるのですが、私が思いますのは、やはり若者たちはこれから社会に出ていくことを考えて、意外にクールに、現実的に見ているだらうと思います。法曹にはやりがいがあるということを十分に伝えることはもちろん大切なのですが、きちんと法曹の道を進むのに現状感じている障害となるようなもの、ためらうようなものを取り除いていくというメッセージは発する必要があると思っております。

この間も皆さんからいろいろな意見が出ていきますけれども、きちんと法科大学院で勉強すれば7～8割は受かるのだということ、それで、過大な経済的負担は負うことがないということ、そして修習をして、その後、きちんと先輩からアドバイスを受けながら仕事の環境に就けること、それで市民のために活躍できるのだというメッセージをきちんと出せるようなまとめにす

る必要があると思っていますということです。

○納谷座長 ありがとうございます。

一応、この問題はこのぐらいにしておきまして。

どうぞ。

○大場室長 山根顧問がまとめとおっしゃったのですけれども、それはどのレベルのまとめの話なのでしょう。

○山根顧問 次回の議論のたたき台という意味でとっていただいてもいいです。

○大場室長 例えば全体の、私たち、法曹養成制度改革の推進会議で決定ということで、それぞれのこのテーマについてどういうふうな到達をしたかとか、今日も資料1、横のA3判の紙がありますけれども、それについて、今後どういうふうにしていくかとか、どうなったかということをやするわけですが、そういった推進会議の取りまとめの中でそういった趣旨を入れてほしいということなのか。それとも何か法曹人口提言の中に、人口の7～8割合格するとか、経済的な負担を軽減するとか。

○山根顧問 それは今、具体的に明確に分けて御提示したわけではなくて、この会議の役割としてそういう取りまとめを発する使命があるのではないかという意味合いです。

○大場室長 分かりました。

○納谷座長 最終的には、今日配布された資料1の、この例のスケジュールですけれども、まとめていかなければならない時期が来ます。大きく分けて、法曹有資格者の活動領域の在り方で、これが1つの大きなお答えをしていかなければならない課題です。2つ目は今後の法曹人口の在り方で、これが今やって、ある程度議論しているところ。3番目に法曹養成の在り方全体についてです。それで総合的に我々としてはどういうことを期待するかという形で多分、提言書が出来上がってくるのかな。こういう具合に思っております。検討会議の事務局からの課題とスケジュール案がありますので、これに沿ってもう少し、次回以降まとめに入る議論になっていくかな。そういうことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう形で進行を考えたらいいかなと、私は考えています。山根顧問の話もそうですし、橋本顧問の言っている意見もそうだと思いますが、そのような進行を皆さん、考えていると思っております。1つ1つだけで孤立して何かができるわけではありませんので、最終的に顧問会議の方としては、これからの法曹養成の在り方を考えたらこういうことに注意してやってもらいたいし、今後こういう形で更に進めてもらいたいという形になるのではないかな。このように私は思ひますけれども、これからの進め方については皆さんとまた御相談して、あと数回ありますので、その中で決めていきたい。それで、推進室の方でどういう形で皆さんの審議に付するかということについて十分検討していただき、その上で次回以降の顧問会議に臨みたいと思ひます。進め方について何か御意見がありましたら頂きたいと思ひます。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今、納谷座長がおっしゃいましたように、今日の議題というのは、推進室が起案された法曹人口調査報告書案について全体として了承するかどうかということだと思います。

けれども、今までの御議論を聞いていけば、顧問の皆様の御了解はいただけるものと思っております。

そこで、次のステップはこの「調査結果のまとめ」の207ページのお仕舞に「8 結語」とありますが、この結語のその先の検討を次回以降にやるということではないかと思えます。

○納谷座長 そういうことで。もし御意見がなければ、座長としては報告書の内容としてはおおむね推進室の案のとおりでまとめていく方向で御了解いただけるかなと思えますけれども、よろしいでしょうか。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 この了解の意味なのですけれども、個々具体的にはいろいろ意見があると思えますし、現実にもそのうちのいくつかの点については申し上げさせていただいております。ただ、こういうことで推進室がまとめて、そして提言につなげていくことについて了解してくれということであれば、それはそういうことであるというふうにとりたいと思えますが、内容の1つ1つについてという議論になりますとちょっと。

○納谷座長 それはあると思えます。最終的には、こちらは顧問会議の方の責任のもとにあると思えます。

○橋本顧問 ですから、私どもとしては読ませていただいて、意見を言わせていただきました。

○納谷座長 そういう意味でおおむね、そのとおりで推進室がまとめていくのは、それはそれでよろしいかなということ御同意いただければと思えます。こんなまとめ方が駄目だと言われたのでは、今日議論したことがちょっとどうかなと思ったものですから、そういうまとめ方をさせていただきます。

あと、先ほどから議論に出てきたこともありますので、報告書を最終的にまとめていただきたいと思っておりますけれども、この点、まだまだ修文するところもあるかもしれませんし、責任主体が推進室でございますので、一応、最終的には推進室の方に御一任せざるを得ないかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 どうぞ。

○橋本顧問 一言、全体を通してということで、落としたことを1点だけお話しさせていただいてよろしいですか。

○大場室長 ちょっといいですか。今、議事のどこに行っているのかなという話なのですけれども、需要の点と供給の点と法曹養成の点の3つがありまして、それ以外にも何か論点があったら言ってくださいという最初のお話であったと思うのですけれども、その4番目のところも終わったという理解でよろしいのですか。

○納谷座長 私は、そう思ったのですが。

○橋本顧問 私のはその4番目の中の話です。

○納谷座長 では、どうぞ。

○橋本顧問 OJTの件なのですが、供給のところではなく、ここで申し上げますのは、この

問題には、法曹の質の維持という重要な論点が含まれていますので、そのことを含めて率直にOJTについて考えていることを申し上げたいという趣旨からです。

この間、OJTの重要性が様々な面から指摘され、私もずっとそのことを考えてまいりましたが、ある意味でこういうことなのかなと思うに至りました。弁護士の仕事には優れて職人的な面がありまして、机上の学習だけでは身に付かないで、多くの場合に経験によって初めて修得できる非常に重要なものがあります。事件の見立てであるとか、それに向かったの対応の方法、依頼者・利害関係人との接し方や距離の取り方、相手方との交渉、裁判所とのやり取り、書面の書き方、連絡の取り方、報酬の決め方などがこれで、そういうものは先輩弁護士と同じ事件と一緒に担当して、最初から最後までを経験する過程で、「ああ、そういうことなのだ」と体得できるものです。

このようなOJTの重要性は、実は昔から存在したのだと思います。しかし、昔は司法修習が2年間認められていた上に、当時の人口バランスから、OJTを期待できる法律事務所への就職や、弁護士会の先輩弁護士との共同受任を通じての指導などが可能であり、多くの場合、OJTの機会の充足を一般的に期待できる状況にあったことから、その不足が大きく顕在化することはなかったのではないかと思います。

しかし、近時は、司法修習期間が短縮化され、就職難と事件数の減少の中で、OJTの機会に恵まれない会員が急増する傍ら、情報社会の進展、社会生活の複雑化、価値観の多様化に伴う紛争の先鋭化、依頼内容の高度化などが進展する中で、早いうちに幅広い事件対応力を身に付けなければ弁護士としてやっていけない、つまり、幅広い事件対応力の早期修得の重要性が強く認識され、その機会の不足が改めて喫緊の課題としてクローズアップされている状況になったという実態があるのではないかと思います。

推進室が行ったニーズの調査でも、市民は専門性のある弁護士や経験豊かな弁護士を求めている姿が表れていたように思いますが、これに応えられる、経験に裏打ちされた専門性のある弁護士を育てるには、早いうちにOJTで机上では体得できない、幹となる基本的事項を身に付けて、そこに専門の花を咲かせるような形がやはり望まれる形だと思います。それでなければ全部駄目ということではありませんが、OJTは、職人的な面を有する我々には欠くことのできない重要性を有するプロセスではないかと考えています。

○納谷座長 座長の進め方が不十分なところがありまして、申し訳ありませんでした。3つの課題は一応終わったことにして、一般的なものに入ったと頭の中で勝手に整理してしまっただけです。申し訳ないのですけれども、改めて残った問題という形で議事を少しまとめて進めたいと思います。

橋本顧問から、今、OJTの観点から意見が出たということが1つで、それ以外で皆さん何かございますか。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 これからのまとめ方に関わる問題かと思うのですけれども、もともと法曹養成制度改革の顧問会議ということで、やはりメインは法曹養成制度改革、具体的には法科大学院

の改革で、更には予備試験の位置付けをどうするかということにはしっかりとした答えを出していくことが必要かなと思っています。その上で、結果的な法曹人口といいますか、最終的な司法試験合格者の数は結果論であると思っていますので、私自身、何が良いという考え方は全くないわけです。

ただ、今までの議論で気になりますのは、法曹人口イコール弁護士人口になってしまっていて、裁判官あるいは検察官、今の数で必要十分であるとおっしゃるのであったら、そうかなと思うだけなのですけれども、本当にそうかなというところの検証が実はなかったのかなと思うのです。裁判事件数については大きく変わっていないというデータを頂いたのですが、では、裁判官あるいは検察官の方の日常の忙しさといいいますか、手持ちの事件数などについて、適正・不適正の判断が私は全然つかないので、そこについては吉戒顧問、有田顧問から、現場は実はこう考えているとか、あるいはこういうふうにしてほしいというものがあれば是非お聞かせ願いたいなと思っています。

○納谷座長 阿部顧問から、裁判所の事例・実態を吉戒顧問の方から、検察庁の実態を有田顧問の方でどうかというのをちょっと教えていただきたいということですので、一応御指名がありましたから、お二人から発言を頂いて、その上で岩井参事官の方で何かあったらまた補っていただく形にしたいと思います。

○岩井参事官 先に、報告書の中でどういう構造になっているかというのを簡単によろしいでしょうか。

○納谷座長 それでは、先にどうぞ。

○岩井参事官 今、阿部顧問からも頂きましたとおり、裁判官や検察官の人数についても今回の報告書では載せさせていただいております。裁判官、検察官というものは基本的に法廷の業務をやっているということがありますが、弁護士は法廷業務に限らず、他にもいろいろやっているということがありますので、裁判官と検察官の分析に関連するデータとして、先ほど御指摘がありました、裁判事件数というものも載せている、そういう構造になっております。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 それでは、民事裁判のことに関連して申し上げます。民事裁判の事件数は、御承知のとおり、横ばいあるいは微減という傾向が続いていますけれども、先般からいろいろここで議論されているように、内容的には複雑困難なものが増えてきています。したがって、代理人が付く事件の割合も増えてきているということが、まず1つ挙げられます。

それから、これは、裁判官はもとより、代理人の先生方も皆さんお分かりになっていると思いますけれども、「裁判の迅速化に関する法律」という法律がございまして、第1審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内に終局させ、また、その他の裁判手続についてもその手続に応じてできるだけ短い期間内に終局させるべしという努力目標を規定した法律があります。したがって、現在、民事裁判の件数はちょっと落ち着いていますけれども、事件の回転が非常に速いのです。したがって、現場の裁判官の繁忙度は決して低くはないと思います。

このような状況に応じて、裁判所の方としても、毎年、裁判官の増員を各方面に要請しながら、来ている状況であると思います。

○納谷座長 有田顧問の方はどうでしょうか。

○有田顧問 検察官の数の増減について、手元に数字がございませんので、なかなか言えないところがあります。それで、順次増員されてきているという感じは、私は持っています。ただ、かつて私たちが現場で、しかも一線でやっていたときの事件処理と今の事件処理とでは質的に違っている。質的にといたら変ですけども、違っているなという感じはしております。

つまり、当時は割合、その場でこういう処理をすればいいという形で処理ができたのですが、今は起訴をするにも、不起訴にするにも、非常に丁寧な処理が要求されていると思っています。それはその事件の関係者、ステークホルダーが非常に関心を持ち、いろいろな権利主張がふくそうしている。先ほど橋本顧問のおっしゃったとおりの状況であると思います。

起訴にするにせよ、不起訴にするにせよ、いろいろなところに気を配りながら、きちんとした事実関係を詰めた上で、法律関係を調べてやらなければいけないという状況が出てきている。それが顕著になっていることが1つ。

もう1つは、大きな変遷は、裁判員裁判が動き出してきたということです。これは制度上、短期間に、しかも多量の検察官や検察事務官を投入して、裁判員、素人の方も含めて分かりやすく説明していかなければいけないという義務がございます。当然といえば当然ですが、それに相当負担を掛けてきた。それを採用するまでの間の私の現職時代は、そういう感じを持っています。

では、今、それから解放されたかといいますと、そうでもない。今、慣れつつはあっても、検察官の役割の多さ、忙しさとか、いろいろな能力を求められる時代であると思っています。したがって、やはり事件の件数が減ったから検察官は暇であるとか、人員的に余っているのではないかとは言えないというのが現状であると私は思っています。

○阿部顧問 ありがとうございます。

○納谷座長 岩井参事官、数が少しずつ増えているというのは、何か表がありましたね。

○岩井参事官 報告書の5ページに弁護士、検察官、裁判官という形で、平成3年から数が増えているのかをこちらで把握しております。

○納谷座長 少しは増えているのですけれども、その程度の増え方で現状は大丈夫なのかということ。

○阿部顧問 何でこんなことをお聞きしたかといいますと、少し前になるのですけれども、民事局の参事官として裁判所から出向で来られている方とお話をしていましたら、ちょうど大変忙しい時期だったのですが、それでも裁判所よりずっと楽であるとおっしゃっていたのですよ。本当にそんなに大変なのか。首都圏の地裁から来られた方だったのですけれども、そうだとしたら、裁判官の数というものはもっと必要ではないかという気がしてしまっていて、検察官のことはよく分からないのですが、同じような状況かなと思っただけなのです。

○納谷座長 吉戒顧問、1人の裁判官の事件数で、何百件とか持っていた時代がありましたね。

昔のあれと比べたらどうなのですか。

○吉戒顧問 昔はと言いましても、10年以上前のことですが、大変事件が多い時には、単独の裁判官が週2開廷で400件近く持っている時代もありました。今は、その半分以下であると思います。したがって、件数的には裁判官の負担は軽くなっていると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、民事裁判では、非常に事件の回転が速いわけです。次回期日が1月以内に入ることがほとんどですから、そういう意味では裁判官は大変繁忙であると思います。それから、法務省民事局の参事官は、私も務めたことがあります。裁判官と比較して余裕があるとは思いません。もっとも、国会に提出した法案を抱えている者と改正案を検討中の者とは、繁忙度に違いはあると思います。

○納谷座長 裁判のスピードが上がると、弁護士の方の対応もそのスピードに合わせていろいろやっつけていかなければなりませんし、いろいろ総合的な問題は出てくるとは思います。けれども、人数が増えればもうちょっと楽かなという感じは一般論としてはある。それだけ丁寧になることも可能であるとも思っています。

やはり丁寧にやること、コストが安くなってくるということ、それから、時間的に早く終わるということを考えれば、そうすると依頼者も、先ほど山根顧問が言われたように、裁判所を使って事件を解決してみたいなという気持ちの方にも動くかもしれません。どのぐらいでバランスがとれたものになっていくかというのは、やはりもう少しきちんとやらないと、今の事件数がこれだけで横ばいで行っているからいいのだというわけでは、物事は進まないという感じは私はしておるのです。

これは私の個人的な意見ですが、そういう点もあるので、阿部顧問の質問は私にとっては良い質問をしてもらったなという気持ちがあります。それは、これから裁判所や法務省でももう少し全体的な政策の在り方が決まってくないと、この課題は決まらないのかなとは思いますが、そういう使う方の目線から見ますと、そういうことがあるかなと思っております。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 ちょっと補足しておきますと、今、事件関係の分だけで言いましたけれども、ある方から年賀状を頂きまして、その年賀状は検察官だったのですが、何が書いてあるかといいますと、不起訴にした人間、執行猶予になった人間、刑が終わった人間のその後をどうフォローしていくのかということについてまで検察官は今後考えていくというシステムを作っている、そういう担当になったということが記載されていました。昔は保護局とか保護観察所とかの仕事と、我々の現職、一線でやっていた頃は思っていたのですけれども、今や検察官はもっと社会全体の安心・安全を広く、高い視点で見て、それに必要な仕事をしていることを改めて知りましたので、この点を付け加えさせていただきます。

○納谷座長 そういう話を聞きますと、私にも話したいことがあるのですけれども。たとえば裁判所の方の問題だって、アメリカの裁判所は判決を出した後もフォローアップをして、その後どうなっているかなどということ点を点検しながらいろいろやっつけていかなければならない事件も結構ある。そういうことについて、どこまで裁判官が関わりを持つのか、弁護士が関わ

りを持つのかということはいろいろあると私は思います。それがやってくれば、消費者の人たちでも、その他市民の人たちも、安心してその結論を尊重していくような風土が生まれてくるのかなと私は思っております。これは私の個人的な意見です。

私も有田顧問の話聞いて、昔、国選弁護人をやったときに、判決が出た後、刑務所に行ったことがあります。もう国選は終わっていますから、報酬はもちろん出ませんが、ただ、個人的にこの被告人の家庭がどうなるのかという点で随分関心を持っていましたから。そういう仕事というのは結構やっていけば広がっていくのです。それが弁護士の仕事なのか、裁判官の仕事なのか、検察官の仕事なのかということは司法全体でまた考えてみたいと思います。

あと、他に一般的なことで言い残したといいますか、言っておきたいことがありましたらお聞きしますが、なければ今日のところはこれでよろしいでしょうか。

それで、先ほど言いましたように、顧問会議としてはこの案で一応まとめということで、報告はおおむねこれでいくということで了承がとれた形でお送りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大場室長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、推進室といたしましては「法曹人口調査報告書（案）」となっておりますけれども、若干の誤字の訂正とかはあるかもしれませんが、これで「法曹人口調査報告書」ということで今後の手続を進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それで、もちろん、この調査報告書につきましては親会議であります推進会議にお諮りしていくという段取りになろうかと思っております。その上で、あるべき法曹人口についての検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

それでは、今日の議事は終わりましたので、次回の日程等について御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議の日時は、5月21日木曜日午前10時から、場所は本日と同じ法務省第1会議室となっております。

○大場室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。

本日はありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。